



広報

～文教のまち西原～

2003年 No.374

にしはら

4

編集・発行／西原町役場企画財政課 広報係 西原町字嘉手苅1-1-2番地 ☎098(945)4533 印刷／グロ1バル企画印刷(株)

任意合併協議会だより

町の世帯・人口
(平成15年2月末現在)

	前年比
世帯数	11,507世帯(+4)
人口	32,990人(-6)
男	16,729人(-6)
女	16,261人(0)

あたらしいスタート 町施政方針



町の花・ブーゲンビリア



町の木・ガジマル



町花木・サワフジ

公民館ゆりていく祭り開催

ふれあい、共に学ぼうをテーマに各サークル等の学習成果を発表する「ゆりていく祭り」(公民館ゆりていく祭り実行委員会主催)が、3月8日、9日に町中央公民館で開催され、多くの町民でにぎわいました。

8日から9日にかけては展示の部が行われ、生花や手芸、写真サークルなどの作品が展示され、8日には、前夜祭としてダンスパーティーも開かれました。

また、9日には舞台発表が行われ、三線サークルや子ども会民謡サークル、大正琴、フォークダンス、竹笛サークルなど様々なサークルが出演し、大きな拍手を贈られていました。



西原東中PTA新聞が全国で入賞



このたび、西原東中学校(眞栄城鐵雄学校長)PTA新聞「がじゅまる」が、「第52回(平成14年度)全国小・中学校・PTA新聞コンクール」(毎日新聞社・全国新聞教育研究協議会主催)PTA広報の部で審査委員会賞を受賞しました。

今回、同コンクールのPTA広報の部には、全国から1,323点の応募があり、審査委員会賞は最優秀賞、優秀賞など上位6賞の一つです。

3月8日に毎日新聞東京本社で行われた授賞式に参加した城間秀史西原東中学校PTA広報委員長と本庄正巳広報委員が、眞栄城学校長と、3月12日、西原町役場に翁長町長を訪れ、受賞を報告しました。

「がじゅまる」は見出しに方言を使うなど生き生きとした紙面づくりや変化に富んだレイアウトなどが評価されました。

生活研究会の まーさいびーんどお

新ジャガのあえ物



材料と分量(4人分)

新ジャガ	2コ
ピーマン	2コ
干しエビ	大きじ2
砂糖	大きじ1

【ごまだれ】

白ゴマ	60g
だし汁	大きじ5
酢	大きじ5
しょうゆ	大きじ4
さとう	大きじ4

作り方

- ①/新ジャガは皮をむき、スライサーで千切にし、水にさらして熱湯でさっとゆでる。
- ②/ピーマンは種子を取り除き、塩少量を加えた熱湯でさっとゆでて、冷水にとり水気をきって、千切りにする。
- ③/干しエビはぬるま湯でもどして、船みじん切りにする。
- ④/スリパチで白ゴマをすり、それにだし汁、酢、しょうゆ、さとうをまぜ、ゴマだれを作る。
- ⑤/①②③をまぜ、上にごまだれをかけて出来上がり。

住民投票条例制定へ 全戦没者を碑に刻銘

三月七日の平成十五年第一回西原町議会定例会で、翁長町長が述べた平成十五年年度の施政方針は次のとおりです。

はじめに

本日ここに、平成十五年第一回西原町議会の定例会開会に当たり、今議会でご審議していただく平成十五年予算案をはじめ、条例その他の諸議案の説明に先立ち、町政運営に当たって私の基本姿勢と主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと思っております。



施政方針を述べる翁長正真町長

なお、平成十四年度の町政運営については、厳しい経済環境ながら全体として順調に執行することができまして衷心より感謝申し上げます。

さて、私は町長就任から七年目を迎えました。その間、「文教のまち西原」建設のため、町政運営に当たっては、平和憲法の理念を尊重しつづ、護憲・反戦平和を基調に、地方自治の本旨に則り、

- 1 平和憲法を守り、反戦平和、国際交流のまちづくり
- 2 新世紀に向けて、真の地方分権にふさわしい町民対話、町民参画のまちづくり
- 3 計画的な町政運営により、人かみやき、自然ゆたか、文化おたるまちづくり

を基本姿勢に誠心誠意、町政の改革・発展に努めて参りました。今後とも初心を忘れることなくこの

基本姿勢を堅持し、町政運営に当たっていく決意であります。

近年、我が国の社会経済情勢は激しく変化しておりますが、沖縄の米軍基地の実態は、今年もまた県民の期待をよそに、依然として変わらないまま新しい年を迎えました。

米英のイラク攻撃問題や北朝鮮問題が連日マスコミで報道され、きな臭い緊張状態が続いている国際社会は、戦争か平和かで激しく揺れております。

こうした状況下にあつて、日本政府はテロ支援対策法を成立させインド洋に自衛艦を派遣するなど、これまでのガイドライン関連法や国旗・国歌法の制定、さらに有事法制化の動きと併せてますます危険な道へと突き進み、去る大戦の悲惨さが忘れられようとしております。

一方、日本経済は、国際化、少子高齢化、環境問題など、かつて

な生活を送ることが出来る明るい住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

(1) 老人福祉

本町の高齢化率は、平成九年度の8.4%から平成十四年度には10.2%へと推移し、ゆるやかではあります。高齢化しつつあります。高齢化社会の将来像を見据え、平成十四年度に見直しされた「ことぶきプラン2003」に基づき、各種老人福祉サービスの充実強化に努めます。

また、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援するために、いいあんべー家の開所を行い、全町的ないいいあんべー共生事業の充実強化に努めます。

そして、新たな居宅で徘徊のある痴呆性高齢者を介護している家族及び介護者等に対し、行方不明等事故の未然の防止に向けて位置情報検索サービスの利用推進を図るため、費用の一部を助成します。

(2) 児童・母子(父子)福祉

次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことは国民全ての願いであります。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下

や核家族化、女性の就労や社会進出、都市化等によって大きく変貌してきております。

このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、平成十四年度に策定された「町児童育成計画」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めてまいります。

そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の適切な入所の実施を図り、待機児童解消のために新たに認可保育園の1園増設を行います。また認可外保育園の0歳から5歳までの全園児にミルク代の助成を行い、乳幼児の健康増進に努めます。

(3) 障害児(者)の福祉

すべての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加活動することのできるノーマライゼーションのまちづくりを続けていくことがとても重要だと考えます。今年度は障害をもつ町民に暮らしやすい社会を目指して策定された町障害者計画「ほのぼのプラン」の見直しを行い、各種の障害者福祉の充実強化に努めます。

また、平成十五年四月一日から「支援費制度」の実施に伴い、障害者の地域生活を支援するための適切な対応を図っていきます。

経験したことのない大きな潮流の中で、バブル崩壊以降の長期低迷から抜け出せず、また、国の構造改革路線も不良債権、失業、年金医療等の大きな課題が山積する大変革の最中にあります。

他方、地方自治体においては、国と地方を合わせて約七〇〇兆円の公債残高を抱える財政状況の中で、税源移譲を伴わない地方分権による事務量の増大に加え、年々削減される交付税、国庫支出金等、さらに、地方債制度の見直し等の財政的締付けによる市町村合併等、これまでにない厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような厳しい財政状況の中で、本町の平成十五年一般会計予算案は、歳入においては町税、国庫支出金、県支出金、財産収入、町債等の伸び、歳出においては、民生費、商工費、土木費、教育費の伸びにより、予算総額は対前年比18.5%増となりました。

以上、町政運営の基本姿勢を申し上げますが、次に平成十五年主要施策の概要を申し上げます。

1 平和事業の推進

二〇世紀は二度にわたって世界大戦を経験し、「戦争の世紀」といわれました。特に、去る沖縄戦では県民約十数万人が犠牲になり、

併せてバリアフリーについても町民への啓発・広報活動を行っていくとともに、町中央公民館内へ昇降機(エレベーター)を設置し、障害者の社会参加促進を図っていきます。

また、支援費制度の実施に伴い、在宅福祉サービス等の利用援助、社会資料の活用や障害者自身の社会生活を高めるための支援、当事者相談等、障害者の地域生活を総合的に支援するため、浦添市と広域で「市町村障害者生活支援事業」を実施します。

(4) ボランティア活動の推進

町民の多様な福祉ニーズに対応した活力あるふれあいのまちを築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要になってきております。平成十二年度より町社会福祉協議会が「ふれあいのまちづくり事業」の県指定を受け、ボランティア活動の基盤整備を図り、地域福祉の推進に意欲的に取り組んでおります。また、同協議会で策定された町地域福祉活動(後期)計画を活用促進し、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、小地域ネットワーク事業の充実・拡大、見守り活動、友愛訪問交流会等を支援します。



平和の輝きを学んだ平和講演会

そこで、護憲・反戦平和・命どぶ宝を基調に、今年度は去る大戦の全戦没者を刻銘し、御霊の冥福をお祈りするとともに、引き続き各種平和事業を推進し、町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現をめざしてまいります。

2 地域福祉の充実

障害者や高齢者、児童等を含む全ての町民が生きがいのある豊かな



町の花／ブルーベンピリア

3 保健医療の充実強化

車社会による運動不足や、食習慣の欧米化等、生活様式の変化、さらには、喫煙や飲酒等により、沖縄県男性の平均寿命が全国の26位に転落しました。この事態に本町でも緊急に生活習慣病等の対策が求められております。

本町では、これまで、人間ドックの希望者が多いものの、財政上の理由で、受診人数の制限をしておりましたが、今年度から、受診者を増やし、ひとりでも多く受診していただき、疾病の早期発見・早期治療・生活習慣の改善指導に努めてまいります。

また、肥満がすべての生活習慣病の温床になっていることから、肥満対策を重点的に行う健康教育や、健康相談の充実など、成人保健事業の向上に努めます。

国は「健康日本21」の計画を掲げ、より生き生きとした人生をできるだけ長く送るための健康寿命を延ばす施策を打ち出しました。「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に各種健診の受診率の向上に努め、本町でも健康長寿をめざしてまいります。

母子保健事業においては、「町母子保健計画」の下、妊産婦や乳幼児期の健康管理を十分にを行い、

安心して産み育てるために、妊娠・出産・育児についての知識の普及啓蒙、相談事業、疾病の早期発見・予防及び健康づくり事業の強化を図っていきます。さらに、今年度は地方自治行政機構と共同で「平成十五年共同調査研究事業」を実施し、今後の母子保健事業や子育て支援に生かしていきます。

感染症を予防するため、予防接種事業を推進しておりますが、本年度から乳幼児の予防接種を全面的に無料化し、多くの対象者が接種できるように充実強化を図ってまいります。

乳幼児の医療費助成については、県の助成拡大に準じ、十月から助成対象（4歳・5歳未満児は、入院のみ）を拡大し、乳幼児保健の充実と健全な成長を支援してまいります。

難病患者等居宅生活支援事業も引き続き実施し、難病患者等の居宅における療養生活を支援します。

精神保健福祉事業につきましては、精神保健デイケア事業、精神障害者小規模作業所運営助成事業に加え、精神保健福祉法の改正により、平成十四年度から委譲された事業も含め、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

東崎公園及び東崎都市緑地については、基本計画における検討委員会の意見を踏まえ、子供から、老人、大人、身障者が憩えるよう、バリアフリーを考慮し、各施設が互いに有機的な関連を持った公園として機能するような施設配置を図ります。



マリン・タウン・プロジェクト完成イメージ図

マリントウン・プロジェクトについては、平成十四年度に分譲処分を開始した工業用地の処分を引き続き実施するとともに、住宅用地についても平成十五年四月より分譲開始し、90画地の早期処分に向けて取組みます。さらに、当該住宅用地に関しては地区計画を導入し、建物の用途や形態等をきめ細かく定め、地区にふさわしい環境良好なまちづくりを推進します。

また、平成十五年度は商業用地の

一方、介護保険財政は、制度の周知とともに保険給付費が施行当初の見込み以上に増加し、財政需要は旺盛になっております。このような状況を踏まえ、平成十五年度から平成十七年度の保険給付費の増加を見込んだ保険料率の条例改正を予定しております。そして、高齢者人口の増加と相まって、要介護者も増えるものと予想されており、高齢者を対象にした保健事業を関係機関と連携し、自立に向けた健康対策を推進します。

老人保険事業については、老人保険医療費等が介護保険に移行されたことに伴い、全体として老人医療費の軽減が図られましたが、老人一般医療費は従前と同様に増加している状況にあります。医療費の抑制を図るためには、高齢者の健康づくり事業の推進と医療の適正化が重要となります。高齢者を対象としたレセプト点検の充実強化も図ってまいります。

国民健康保険事業については、被保険者も構造的に低所得者及び高齢者の割合が高く、それが起因して財政基盤は脆弱であります。

国保財政は、介護保険制度施行を受け老人保健拠出金は軽減されたものの、介護納付金に伴う介護保険料の国保税への上乗せによる新たな被保険者への負担や医療費の増大により、依然として厳しい

約2haを県より購入し、平成十六年度の処分に向けて、造成工事を行います。

アクセス道路としての国道バイパスの与那原マリントウン線、及び県道浦添西原線が平成十五年度に事業化されるに伴い、マリントウンへのアクセスが最優先されるよう、国及び県に対して積極的に要請していきます。

下水道事業については、小那覇等前年度までの整備済箇所の供用開始区域を拡大し、下水道への早期接続を推進するとともに、マリントウン住宅地や小那覇、美咲等の面整備を行い、さらに県の流域下水道事業との連携により翁長団地周辺まで下水道の認可区域を約83ha拡大します。また、流域下水道整備工事についても、年次的に実施されており、それに伴う建設負担金の財源確保に努め、事業の計画的推進を図ってまいります。

土地区画整理事業については、上原棚原地区は事業の進捗が遅れておりますが、地権者と積極的に交渉し、早期に完了させるよう努力します。また、西地区については推進協議会との意見交換並びに地権者等への事業説明会を行い、地権者の同意に基づき早期事業化に努めます。

中心核地区の整備については、本地区が将来のまちづくりにお

財政運営を強いられている状況にあります。

このような状況の下で、一般会計からの繰入金（保険基金安定制度、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業）、国庫支出金等の効率的な運用を図るとともに、保険税収納率向上特別対策事業を継続し、税の収納率を高めて国保財政の安定化に努めます。また、従来の国保財政充実強化運動（新国保3％推進運動）の推進と高齢者健康指導事業を推進し、高齢者の生活改善・健康意識の向上を図るとともに、医療費の適正化に向けたレセプト点検を強化します。

4 安全で住みよい生活環境の整備

（1）道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性・利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、道路網の整備拡充を重点施策として、年次的に事業の推進を図ります。

今年度もマリントウン周辺を中心とした我謝・兼久・小那覇地域を継続して道路網の整備事業を推進し、また、坂田小学校及びギリスト教短期大学周辺を人と車の共存を図ったコミュニティ道路の整備事業及び工業専用地域内の基盤

重要な位置づけとなっていることを踏まえ、今後、関係地権者等に理解を求めるとともに、その整備方についても同様に取り組んでまいります。

南地区については地権者の合意形成が困難な上、区画整理事業推進協議会の組織化も不可能のため面的整備は導入できませんので、今後、線的な整備を図りたいと考えております。

（3）上下水道事業について

上下水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、また、おいしい水を安定的に供給する上で重要であります。また各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。

町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて鋭意努力しているところでありますが、今後なお一層の充実を図ります。

なお、事業の実施に当たっては区画整理事業、下水道事業、道路整備事業等との調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情は依然として厳しい状況下であり、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。



町花米/サウラン

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量の増大によって、年々交通事故も悪化の傾向にありますが、県内においては、昨年は交通事故死が対前年比で17人が減少したものの、発件数、負傷者数は大幅に増加しております。今年に入って交通事故死が多発し、「交通事故死事故多発緊急アピール」が出されるなど、再び死亡事故が増加傾向にあります。

本町は、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町を宣言し、広告塔の設置等、各種の交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいりました。今後も引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施してまいります。

また、昨年十一月本町は「ライトの早めの点灯」運動を一步進め、「昼間(乗車時)ライト点灯」宣言を行い、視認性を高める運動を促進してきましたが、今年度も引き続き関係機関・団体と連携し、事故の未然防止と交通安全意識の高揚を図ってまいります。

(5) 消防・防災体制等の確立

生涯学習を推進するにあたっては、多様化する町民の学習ニーズに応えて、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

生涯学習振興については、親子のふれあい、親子自然体験学習を中心に事業を実施していきます。図書館建設については、図書館準備室を設置し、平成十六年度開館に向けた諸準備作業に努力を傾注してまいります。



3月8、9日に開催された「ゆりていく祭り」。各種サークルの活動成果が発表された。

中央公民館事業においては、各種の講座や学級等の充実を図ると

自然災害から町民の生命、財産を守るため、年次的な地域防災体制の確立に取り組みます。

また、公共施設や公園、緑地など、避難場所について町広報紙を通して町民への周知を図るとともに、防災意識の高揚に努めます。防犯については、犯罪のない明るい住みよい地域社会を形成するため、関係機関・団体と連携し、一戸一灯運動などの防犯活動に取り組みます。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて東部消防組合等との一層の連携・強化に努めます。

(6) 環境保全対策

環境問題は、経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費活動の拡大やライフスタイルの複雑多様化によって、毎年多量の廃棄物が発生し、悪化の一途を辿っております。

このような中で、ダイオキシン等の有害化学物質への不安、増大する不法投棄など、ごみ問題は深刻な社会問題となっております。

一方、環境問題やごみ減量化対策は、地方自治体にとって焦点の課題であります。このことについて本町では、平成十年一月に5種類分別に移行し、平成十三年八

月には4種類分別に移行するとともに、「ごみ袋の指定化、粗大ごみの有料化、ごみ減量化対策、資源循環型の各種事業を実施しているところ」であります。

さらに、今年度からは事業系ごみの分別収集の徹底及び事業系ごみ袋の指定化を計画しております。また、「町地域省エネルギービジョン報告書」に基づき、地球温暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、平成十年度から導入した合併処理浄化槽設備補助金制度(国庫補助事業)を活用するとともに、平成十四年三月に策定した「町生活排水対策推進計画」に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。墓地行政についても、引き続き地域環境と調和がとれるよう誘導し、無秩序な開発防止に努めます。

5 教育、文化、スポーツの振興

教育・文化・スポーツの推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児・児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標である「平和を愛し、勤労を尊び、明るく、たくましい行動力と学習意欲に満ちた人間の育成」をめざして、国際

催される全国高校総合体育大会におけるバレーボール競技種目について関係機関・団体との連携により本町誘致を図り、本町のバレーボール競技力の向上及び青少年交流に努めてまいります。

(5) 青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中で、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況にあります。また、児童生徒の問題行動もありますが、問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。

毎週土曜日は、衛星放送による「子ども放送局」番組を町中央公民館で放映し、子どもたちの探求心や将来への夢を高める機会を提供してまいります。

(6) 文化事業の推進

近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、本県の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会等文化団体の新たな地域文化創造の気運が高まっております。本年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施してまいります。

化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備を図ります。また、新しい学習指導要領の実施に伴って創設された「総合的な学習の時間」及び選択学習の幅の拡大等に積極的に取り組み、各学校における創意工夫を活かした特色ある学校づくりに努めます。さらに、町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努力を重ねてまいります。

(1) 学校教育の充実
学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動する等の生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育をはじめ、平和教育、国際理解教育、情報教育、福祉教育等の推進を図ります。

(2) 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全な食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、細心の注意を払って「病原性大腸菌O-157」等による食中毒の発生防止に努めてまいります。

また、町文化協会と関係団体が予定している新作組踊り「内間御鎖金丸」の地元(内間御殿前広場)無料公演については、その実現に向けて支援してまいります。

さらに、地域自治会の文化活動を支援し、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図るため、小那覇区の「梅の香り」歌碑建立記念事業・2003年「梅の香り」唄遊び大会を支援してまいります。町の歴史・文化・産業等の記録を通して、町民の郷土への理解と愛着を深める町史編集事業については、これまで同様、資料収集、発刊に向けて努力を傾注してまいります。

文化財については、その周知・保護に努めるとともに、本町の歴史空間整備にむけて資料収集を行ってまいります。

6 産業の振興

(1) 農業の振興
農業をとりまく経営状況は、農産物の自由化や産地間競争の激化による農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化、農業担い手の減少さらには遊休地の増大等、大きく変化しております。



町の花/ブルーベリー

このような状況の中で、内外の情勢変化に対応できる足腰の強い農業の確立が急務になっております。

今後、農業施設の導入により、新規生産者の育成、減農薬栽培、計画的な作付け体系を確立し、高品質、安定出荷をめざします。また、地域活性化と農家の自立を含めた農業振興の持続的発展を図るとともに、消費地に近い地理的条件を生かした都市近郊型農業の確立に向け、関係機関とも連携を深めながら努力してまいります。農業の基礎的条件である基盤整備事業についても推進するとともに、農家の生産意欲の高揚と経営の安定化に取り組みます。

さとうきびの振興については、各種の振興策を図っておりますが、価格の低迷などにより、生産量が8千トン台で推移し、生産者数、面積ともに減少傾向にあります。依然として厳しい状況にあります。しかし、さとうきびは町の基幹作物としての地位が変わりなく、今後引き続き助成事業を実施し、増産に努めてまいります。

遊休地解消については、農業委員会、関係機関等とも連携して積極的に取り組めます。

本町の畜産業は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあり、畜産物の国際化及び景気の後退等の影響もあつた。は、県内市町村平均8・0%に対して本町が26・7%、その他の各種審議会・委員会等については、県内市町村平均の24・5%に対して、本町は38・1%に達してあります。

第二次男女共同参画計画推進の初年度となる今年度は、町民に対し、計画の周知を図るため、説明会や男女共同参画に関する講演会を実施します。

また、引き続き、女性の雇用機会の拡大、管理職への登用の要請を行います。

町民一人ひとりの人権が尊重され、男女が平等に豊かで活力ある社会を実現するためには、「女性に対する暴力(DV)」、「セクシュアル・ハラスメント」は、女性への大きな人権侵害となっており、その防止に向け、町民への意識啓発及び支援等に取り組んでいきます。さらに、町女性団体連絡協議会や各種団体と連携しつつ、各種講演会の開催、各種派遣事業等を推進する一方、男女平等、女性の社会参画のための意識啓発事業等を推進します。

8 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が

て、価格も低迷や混住化による環境問題等、厳しい状況にあります。今後、一層環境改善に配慮しながら経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入により、優良肉用牛等の生産振興を図ってまいります。

(2) 水産業の振興

水産業については、現在、西原町船だまりの防波堤の延伸、嵩上げ、航路拡幅、航路上の岩礁破碎等の整備が緊急の課題であり、町としても県に対し平成十一年度からその整備要請を行っております。今後とも引き続き要請を行うとともに、与那原・西原町漁業協同組合に対し、各種補助金の交付を通して漁業振興を図ってまいります。

(3) 林業の振興

森林は国土の保全と地下水の保水機能、空気の浄化機能を有し、人間生活と密接不可分の関係にあります。昨年は、大雨により傾斜緑地において地滑りの発生が多く確認されており、人工造林、施肥保育、雑草下刈りを実施し、自然環境の保全形成、機能の維持増進に努めてまいります。

(4) 商工業の振興

国内経済情勢の長期不況の中で、寄せられております。

このような中で、昨年は、新規事業として外務省の「日本・太平洋島嶼国若人交流計画」事業の指定を受け、ツバル・マーシャル諸島共和国相互で高校生の派遣・招へい事業を実施し、平和交流を深めることができました。今年度は、南米やハワイの町出身海外移住者との親善・交流を深めるとともに、引き続き各種国際交流事業を推進します。

9 地域活性化事業の推進

地域の活性化を図るためには、それぞれの地域に住んでいる人々がその地域特性を活かしつつ、自主的な諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切です。

そこで、活力に満ちた明るい住みよい地域社会の形成に向けて、事務委託制度及び書記設置補助金制度の活用を通して、各自治会の自主的な地域自治活動を促進します。

また、地域情報化計画に基づき、国・県と全国の自治体をネットワークで接続することにより、インターネットなどを活用した授業が行えるよう基盤整備を図り、教育現場における情報化の推進に取り組めます。さらに、町内の公共施設

中小企業をとりまく経済環境は一段と厳しく、失業率も依然として高い水準にあり、地域産業の育成振興と雇用の場の創出が大きな課題となっております。

商工業振興については、商業ゾーンとしての中部製糖工場跡地に西原シティが今年の十月初旬にもオープンされる予定となっております。そのため、商業ゾーンとしては活気づく反面、多くの小規模経営で厳しい経営状況に立たされることが想定されます。今後、商工業者の経営改善指導に向けて町商工会との連携に努めてまいります。



建設が進む「西原シティ」(中部製糖跡地)サンエーグループは、新都心のメインプレイスに次ぐ大規模店。

また、工業専用地域の基盤整備事業や情報通信産業の育成・その他企業立地に対する課税免除、中

設においてもインターネットができるようにし、町民が身近にITに親しめる環境の整備を図ります。あわせて、ITリテラシー(情報活用能力)の向上を図り、情報化時代に対応する人材の育成に取り組めます。

10 広報・広聴活動の推進

行政の情報を正確かつ迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することは、広報、広聴活動を推進する上で最も基本となるものです。広報活動の柱でもある広報コンクールで五年連続優秀賞以上、全国コンクールにおいても受賞歴があるなど、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも各種行政情報の一元化を図り、町民の利便性を高めていきたいと考えております。

また、各業務担当の職員自らがホームページに情報を掲載できるシステムを導入し、迅速な情報の提供および内容の充実を図ります。一方、広聴活動については、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会等への町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を創出するとともに、Eメール、町民アイデアア箱、窓口相談員、行政チャ

小企業の経営の安定化を図るとともに、地元企業及び県内企業への優先発注等を引き続き推進し、町内企業の育成を図ってまいります。労働者の福祉増進、雇用促進のための厚生施設として、また、商工会活動の拠点としての共同福祉施設が今年度、雇用・能力開発機構から譲渡される予定となっております。今後同施設の運営強化・利用の促進を図ってまいります。一方、最近の厳しい雇用情勢を受けて、緊急雇用対策事業の取り組み及び町民優先雇用についても、企業訪問、説明会等、各種事業所の協力を得ながら継続的に推進します。

現在、商工会が推進しているサワフジまちおこし事業を支援するとともに、地域の活性化を促進し、商工業の振興を図ります。

7 男女共同参画行政の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、女性行動計画推進本部及び女性行動計画地域推進委員会を基軸に、さわふじプラン及びさわふじ実施プランの計画的、体系的な事業執行に努めてきました。

その結果、地方自治法に基づく各種審議会・委員会等への登用率

11 執行体制と行政の確立

執行体制につきましては、人口急増をはじめ、継続事業や新規事業への対応、さらには、地方分権による国県からの権限委譲等に伴う自治事務や法定受託事務の増大、介護保険制度の推進など、行政需要は年々増大する中で、市町村合併の問題が急浮上し、今後住民サービスの上に向けたなお一層の行政改革が求められております。このような中で、本町は去る一月十四日、宜野湾市、中城村とともに任意協議会を設置しましたが、自治権の確立、行財政の効率化、住民サービスの向上、住民負担の軽減等、あらゆる角度から検討を加え、可能な限り情報を提供し、町民主体の自己決定ができるよう住民投票条例を制定したいと思っております。

そのため、執行体制の確立に当たっては、行政改革大綱及び実施計画を踏まえて、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、執行体制を確立し、住民サービスの向上に努めます。

迅速かつ適切な住民サービスの向上については、戸籍の電算化を



町の木/ガジマル

因り、戸籍事務処理の迅速化・効率化、正確性の向上に努めます。また、住基ネットについては、八月の第2次稼働に向け諸準備作業に努力してまいります。地域情報化に関しては、高度情報化時代を背景とした町の地域情報化の指針として作成した「地域情報化計画」をもとに、地域イントラネット環境整備事業・高度教育用ネットワーク利用環境整備事業を行い、地域の情報化と高度情報化時代の人材育成に努めます。

一方、地域イントラネット事業を推進するため、補助事業で電算室の増築工事を行うとともに、今後の庁舎建設問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況を勘案し、中期的な観点から内部で検討を進めてまいります。

行政運営の公正の確保、透明性の向上、及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

今年度は、中長期的視点に立脚した行政運営の確立に努めます。財政運営については、バブル崩壊後長期にわたり低迷を続け、一段と厳しさを増していますが、今後、バランスシートの作成を検討し、職員のコスト意識の改革を図ります。さらに、効率的で質の高

い行政の実現を図ることを目的に、行政評価制度の導入の検討をしてまいります。

国は、地方への権限委譲と財政の健全化を進めるねらいで、補助金や交付税の削減と税源の移譲を三位一体の財政改革として構想を打ち出していますが、いまだその方向は不透明であり、地方自治体は、増大する行政需要に対応する所要財源の確保に大変苦慮しているところであります。

予算編成については、国の地方財政対策、県の第4次振興計画、町の第3次総合計画及び県の予算説明会での資料に基づき、歳入においては町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、国、県支出金、町債等の確かな把握に努めます。

厳しい社会経済情勢の中にあつて、国、地方の財源も厳しい状況下であり、自主財源の確保による増大する行政需要への対応が重要課題となっております。自主財源の大宗をなす町税の確保は、施策を確実に展開するための重要な財源であり、納税思想の高揚と税源の掘り起こしによる課税客体の把握に努め、地方分権の拡大に向けた自主財源の確保になお一層努力します。

本年度は県から福祉保健業務の委譲、道路整備事業、農業基盤整

西原南小学校・幼稚園が創立十周年

西原南小学校・幼稚園の創立十周年記念式典・祝賀会が、二月二十三日、同校体育館で行われ、PTA会員や関係団体職員、来賓、同窓生、学校職員、生徒ら多数が参加し、十年の歴史を祝いました。



西原南小学校・幼稚園の創立10周年記念式典

比嘉実行委員長は「創立十周年をむかえられたのは、地域のみなさんのおかげ。誇れる地域の学校を目指してこれからも精進していきたい」と述べ、山川学校長は「十周年をむかえられたのは、これまで西原南小学校を築いてくれた地域のみなさんをはじめ、関係者のみなさんのおかげ。誇りと感謝の気持ちを持ち続け、すばらしい伝統と校風をかみしめて、今後もがんばっていきたい」とあいさつしました。

一般記念式典の終了後、一般記念祝賀会が運動場で行なわれ、多彩な余興が行われたり、出店が立ち並び、皆で楽しく西原南小学校の十歳を祝いました。また、記念事業として校舎の壁画、遊具の新設などが行われる予定です。

国際交流員・担当者会議が町内で開催

平成十五年度第四回国際交流員・担当者会議が三月十三日、西原町内で行われ、会議に先立ち、関係者が翁長町長を表敬に訪れました。この会議は、国際交流員の職務および生活における



西原町を訪れた国際交流員のみなさん

共通の課題について討議、情報交換を行うと共に、合同で交流プログラム等を実施し、地域レベルでの国際理解・国際交流を推進することを目的に、年四回行われているものです。交流員のみなさんは、西原南小学校で生徒達と国際交流会を行ったり給食を共

12 予算案について

平成十五年度の各予算については、申し述べました諸施策事業等を中心に編成しております。(一)内の数字は対前年度当初比率です。

- (1) 一般会計歳入歳出予算案 108億9956万2千円 (18・5%)
- (2) 老人保健特別会計歳入歳出予算案 17億1789万4千円 (0.6%)
- (3) 国民健康保険特別会計歳入歳出予算案

- (4) 介護保険特別会計歳入歳出予算案 25億5300万円 (4.9%)
- (5) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案 11億5717万2千円 (4.8%)
- (6) 公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案 6億8841万3千円 (10・0%)
- (7) 水道事業会計予算案については、収益的収入8億6501万5千円、収益的支出8億6463万4千円、資本的収入4583万1千円、資本的支出1億1957万5千円で資本的収入が資本的支出に不足する額7374万4千円については、過年度分損益勘定留保資金7000万円、当年度分損益勘定留保資金374万4千円で補てんします。

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめておりますので予算案と併せてご参照いただければと思います。

平成十五年三月七日
西原町長 翁長正真

町民の優先雇用等を要請

翁長町長は二月二十一日、町内の企業十社を回り、各社の代表に直接要請書を手渡し、町民の優先雇用等を要請しました。

翁長町長は各社に「経済的に厳しい状況だと思えますが、町民や障害者の方などの雇用、女性の登用等をお願いします」と述べ、要請書を手渡しました。



企業の代表に要請書を手渡す翁長町長(左)

西原東小学校六年生全員が内間御殿で清掃活動

卒業式を間近にひかえた二月十九日、西原東小学校六年生全員(八十七人)が、卒業にむけて感謝の気持ちを表現しようと内間御殿で清掃活動を行いました。

子ども達は「内間御殿は、学校から近い貴重な文化財なので清掃してきれいにしたい」など感想を話していました。



各地で合併協議会設置が進む

宜野湾市・西原町・中城村任意合併協議会が、去る一月十四日に発足しましたが、県内においても合併を協議・研究する協議会等の設置、若しくは、その予定がされています。ますます、合併の議論が加速していく模様です。

総務省の発表によりまずと（二月現在）、法定・任意協議会数が三百八十七、その構成市町村が千六百八十八市町村、全市町村数（三千二百十七）の半数を超えています。研究会等も含めると八割以上（二千六百五十九市町村）となっています。

現在、県内での動きとして新聞等によると三月一日現在で法定協議会が、宮古地区六市町村と中部の具志川市・勝連町・与那城町の三市町で構成する二つの法定協議会が設置されています。

任意協議会は、本協議会以外の那覇市・南風原市・石垣市・与那国町の二市町、を深めています。

東風平町・具志頭村・大里村・南風原町の四町村、佐敷町・玉城村・知念村・与那原町の四町村、以上五つの任意協議会が設置されています。その他にも任意協議会設置予定や研究会を発足している市町村もあります。市町村の数からすると二十九市町村が法定若しくは任意協議会設置、十五市町村で研究会発足若しくは任意協議会設置を予定している、合計で四十四市町村で動きが見られます。



任意協議会と法定協議会の違いは？

任意協議会とは、法律に基づかず構成する市町村で合併の可否などを研究・協議する組織です。法定協議会は、地方自治法および合併特例法に基づき構成市町村議会の議決を経て設置される協議会です。ちなみに宮古地区・久米島町は、はじめから法定協議会を設置して合併の調査・研究をしています。

三市町村で合併することが決まったの？

合併は、まだ決まっています。現在の宜野湾市・西原町・中城村任意合併協議会、この組み合わせでの合併を模索する研究や資料作成を行うところで、広報紙や説明会などにより住民への説明を行っていくものです。更に合併の作業を進めていくためには法定協議会の設置が必要となります。

仮に法定協議会を設置した場合でも最終的に合併協定（新市の名称や役所の場所、住民負担、行政サービス等一般的には二十四項目以上）の調印や議決がなければ、合併に至りません。

メモ

過去の合併は、行政主導により合併が行われてきましたが、法改正により住民発議制度が拡充され合併協議会の設置をすることができるようになりました。これは、有権者の五十分の一以上の連署をもって合併の相手市町村を示して協議会設置の請求を市町村長に行い、議会で可決すれば設置が認められます。久米島町は住民からの請求によって（旧仲里村、旧具志川村）協議会が設置されました。

県内市町村合併協議会・研究会の設置状況

組織名	構成市町村	法定協	任意協	研究会等	人口
宮古地区市町村合併協議会	平良市、伊良部町、多良間村、下地町、上野村、城辺町	H14 4・1			57,949
具志川市・勝連町・与那城町合併協議会	具志川市、勝連町、与那城町	H15 2・1	H13 12		91,274
那覇市・南風原町・南部麓島村合併任意協議会	那覇市、南風原町、産間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、北大東村、南大東村	H15 2・5			340,125
八重山地区市町村合併協議会	石垣市、与那国町	H14 12・25			46,126
宜野湾市・西原町・中城村任意合併協議会	宜野湾市、西原町、中城村	H15 1・14			134,172
南風原町・東風平町大里村・具志頭村任意合併協議会	東風平町、具志頭村、大里村、南風原町	H15 1・21			69,978
玉城村・知念村・佐敷町・与那原町任意合併協議会	佐敷町、玉城村、知念村、与那原町	H15 2・20			41,603
協議会（予定）	石川市、沖縄市、北中城村			○	163,792
伊平屋村・伊是名村合併研究会	伊平屋村、伊是名村			H14 12	3,600
合併問題勉強会	読谷村、嘉手納町、北谷町			H14 12	
研究会（予定）	名護市、本部町、今帰仁村			○	80,395
合併勉強会	石川市、金武町、宜野座村、恩納村			H15 2・27	47,789

※協議会作成資料



今、合併の議論が広がっている理由

先月号では、合併の議論が行われている主な理由を①日常生活圏の拡大、②少子・高齢化の進展、③地方分権の推進、④厳しい財政状況の四つの理由をあげましたが、ほとんどの協議会などが合併目標を平成十七年三月までに設定しているのはなぜなのでしょう。

それは、制度上いくつかの理由がありますが、特に財政面での支援策が大きく、平成十七年三月までに合併をした市町村に適用されるからです。

①合併特例債

合併市町村が、新市市町村建設計画に基づいて行う事業に対して、その経費の九十五％は合併特例債を充当できることとなり、充当した特例債の元利償還金七割は地方交付税で措置（充当）されます。

②地方交付税の支援

合併当初は、いろいろな面で経費がかかりました。例えば、今回の組み合わせでは約十三万五千人の市となりますが、現在の三市町村の予算合計よりも新市の予算額は下回ります。その上に合併に諸々の経費を費やした分、サービスの低下が懸念されます。それを防ぐために交付税の「算定替え」により各市町村とも合併しなかった場合の交付税を全額保証して、その額を向こう十年間とその後、五年間で新市の交付税相当まで緩やかに縮減して合併の負担を軽減する制度です。



平成15年4月から介護保険料が変わります!

介護保険料が見直されました・・・

介護保険では、今までの実績と将来の見込みにもとづき、3年ごとに制度の見直しを行います。平成15年4月からは、新しい事業計画に沿って介護保険が運営されます。

介護保険料は、市町村ごとに介護サービスにかかる費用を予測し、それを被保険者の数で割り振って決められます。新しい事業計画のもとでは、「高齢者の増加」、「要介護者数の増加」、「介護サービスの増加」などをふまえた上で保険料額が見直され、新たな保険料が設定されました。

- 介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支えるため、必要な費用を保険料と公費（税金）でまかないます。
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額は、西原町のサービスにかかる費用に応じて決まります。
- 保険料は前年中の所得の状況などに基づいた段階別の金額となり、個人ごとに決められます。

所得段階	対象者	割合	基準額×割合＝保険料額（年額）
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.5	59,400円×0.5＝ 29,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	0.75	59,400円×0.75＝ 44,600円
第3段階	本人が住民税非課税	1.0	59,400円×1.0＝ 59,400円
第4段階	本人が住民税課税で年間合計所得金額が200万円に満たない方	1.25	59,400円×1.25＝ 74,300円
第5段階	本人が住民税課税で年間合計所得金額が200万円以上の方	1.5	59,400円×1.5＝ 89,100円

※「合計所得金額」とは、例えば年金収入のみの方であれば、年金収入額から公的年金控除額などを差し引いた額です。
※新たに65歳になられる方で、町外からの転入、西原町からの転出により、1年を通じて第1号被保険者とならない方の場合は、月割により保険料を計算します。

保険料の納め方には、「特別徴収（年金からの差し引き）」と、「普通徴収（役場の窓口や銀行、口座振替などによる個別納付）」の2種類があります。

普通徴収 の人は、年間の保険料を納付書で納めます。

保険料は、西原町役場から送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。納め忘れのない口座振替が便利です。

- ※年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは年金の額に関係なく9月分までは納付書で納めます。
- 年度中に65歳になったとき。
- 年度中に他の市町村から転入したとき。
- 年度中に保険料額や年金額が変更になったとき。
- 年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき。

特別徴収 の人は、年金受給月ごとに年金より差し引かれます。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区別されます。4・6・8月は、平成15年2月分の保険料額をそのまま差し引かれます。（仮徴収）10・12・2月は6月以降に確定する前年度所得などをもとに年間の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて差し引かれます。（本徴収）

平成14年度			平成15年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

前年度の2月分の保険料額がそのまま差し引かれます。

前年度の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額が差し引かれます。

仮徴収とは

特別徴収の人は、年金の給付（年6回）時に保険料が差し引かれますが、前年度所得が確定する6月以降でないため、4・6・8月は前年度2月分の保険料額をそのまま、仮に決めた保険料額としています。

	普通徴収	
	納期限 ※1	口座振替日 ※2
4月期	通常はお支払いはありません。	
5月期	通常はお支払いはありません。	
6月期	通常はお支払いはありません。	
7月期	7月31日	7月25日
8月期	8月31日	8月25日
9月期	9月30日	9月25日
10月期	10月31日	10月25日
11月期	11月30日	11月25日
12月期	1月4日	12月25日
1月期	1月31日	1月25日
2月期	2月28日	2月25日
3月期	通常はお支払いはありません。	

普通徴収保険料のお支払いは
便利で確実な口座振替で！

	特別徴収 納期限
4月	4月15日
6月	6月15日
8月	8月15日
10月	10月15日
12月	12月15日
2月	2月15日

○年金支払日が金融機関等の休業日に当たる場合には、前営業日が納付日になります。

- ※1 納期限が金融機関等の休業日に当たる場合には、翌営業日が納期限になります。
- ※2 口座振替日が金融機関等の休業日に当たる場合には、翌営業日が口座振替日になります。

年金インフォメーション

学生のみならず！
学生納付特例を知っていますか？



学生納付特例制度は4月受付け開始！
保険料（一般）免除制度は7月受付け開始！

3月卒業の学生は4月から保険料（一般）免除制度の受付けを！

保険料の納付が困難な学生の方は、この制度を利用することにより、在学期間中の保険料を後払いできることになります。

申請できる学生の方は

この制度を利用できる学生は、20歳以上の学校教育法に規定された大学の学生、大学院生、専門学校、専修学校およびその他の学生であって（2部学生・通信制の学生も可）、学生本人の前年の所得が68万円以下の方です。海外の大学、学校教育法に定められていない各種学校、予備校等の方は、一般の保険料免除制度となります。

申請の方法

役場福祉課にて「学生納付特例申請書」に記入し、提出していただきます。提出された申請書は、国の機関で審査され、結果は後日国の機関から郵送されます。

※申請に必要なもの

年金手帳・学生証（コピー可）・在学証明書・印鑑（自署の場合は押印の必要はありません）

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することとなっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金が支給されない場合もあります。ですから4月から翌年3月まで承認を受けようとする方は毎年5月末までに届出ることが必要です。

承認をうけると

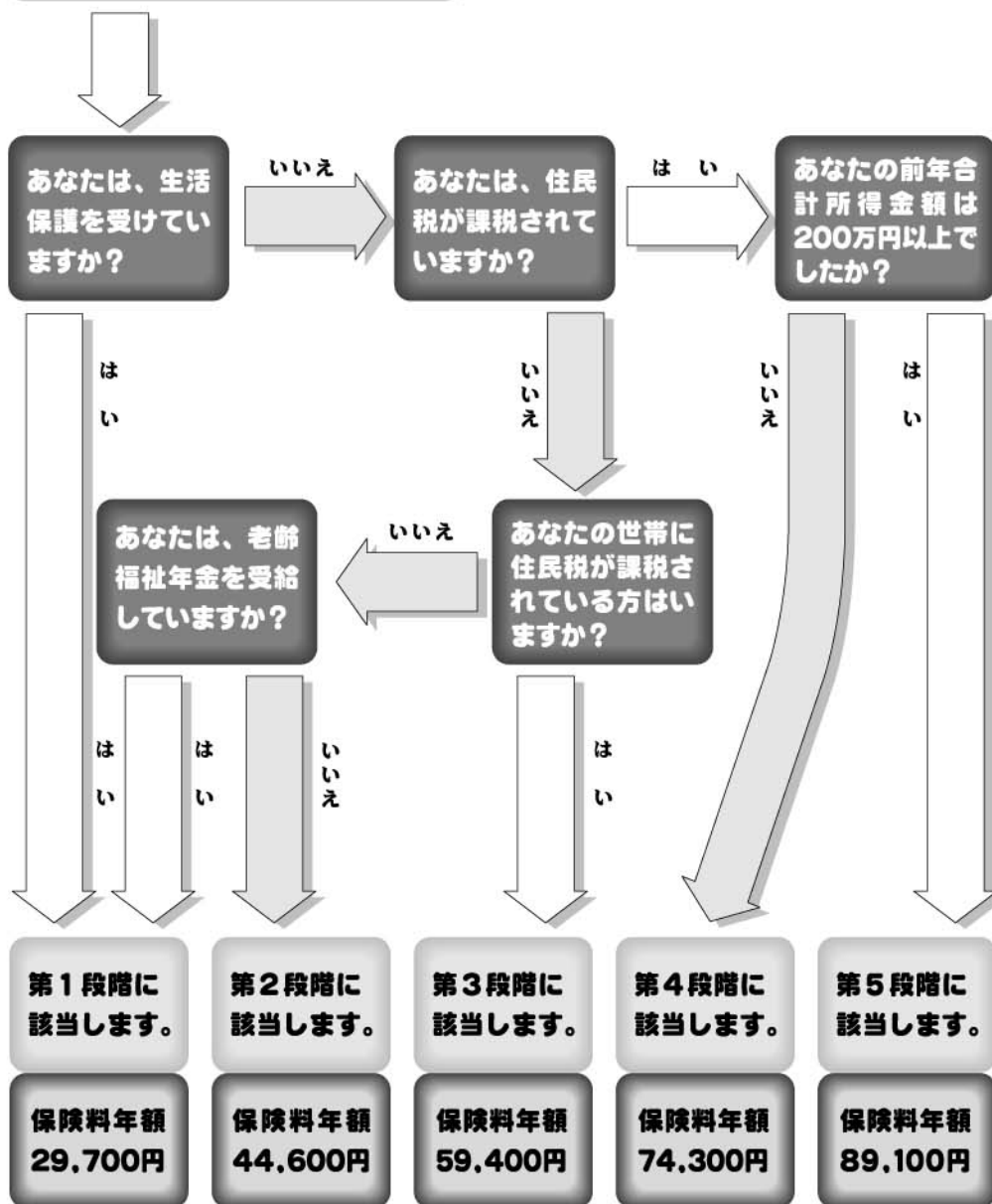


- ・学生納付特例期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。
- ・学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降10年以内であれば納めることができます。（追納）追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の額に算入されます。

ご不明な点がございましたら、国民年金係までお問い合わせ下さい。

西原町役場 福祉課 国民年金係 945-5311 内線125・126

ここからスタート



※住民税は当該年度の保険料賦課期日（4月1日）の属する年度分

※合計所得金額は前年1年間（1月1日～12月31日）の所得金額の合計

図書館建設だより

図書館マメ知識 VOL.5

今月は図書館に
関する四月の行
事についてご紹
介したいと思います。

1 「子ども読書の日」
四月二十三日は子ども読書の日です。

平成十三年十二月「子ども読書活動の推進に関する法律」(注1)が公布施行され、四月二十三日が「子ども読書の日」として制定されました。国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としてい

2 「子どもの読書週間」

読書推進運動協議会が主催し、例年五月一日〜十四日までの二週間開催されている全国的な行事です。(平成十二年の子ども読書年を機に、ユネスコが制定した「世界本の日」(注2)である四月二十三日から五月五日の「子ども読書の日」を含んで十二日までの三週間に期間が延長されています) 秋の読書週間に比べると、

ご存知でない方も多いかもしれませんが、今年で四十五回を数える歴史のある行事です。特に昨年度は、「子ども読書の日」が制定されて一年目ということから、全国各地でたくさん記念行事が実施されたそうです。

県内の公共図書館等でも、読書週間同様様々な企画(展示会・映画会・おはなし会等)を展開しています。なお、四月三十日は図書館記念日、五月は図書館振興の月となっています。(詳しくは、『広報にしはら』平成十四年七月号の「図書館建設だより」をご覧ください)

(注1)

平成十三年十二月に公布・施行された法律。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、①国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること(平成十四年八月策定・公表)②地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策」についての計画を策定・公表すること③四月二十三日を「子ども読書の日」とする

こと等が定められています。

(注2)

毎年四月二十三日は「サン・ジョルディの日」です。(男性は女性に花を贈り、女性は男性に本を贈るという、守護神サン・ジョルディを讃えるスペイン・カタルーニヤ地方のお祭り)また、この日は、文豪ウィリアム・シェイクスピアとミゲル・デ・セルバンテスの命日でもあることから、一九九五年十一月、パリで開催されたユネスコ総会と採択されました。翌一九九六年四月の第二十五回I.P.A.(国際出版連合)総会は「第一回・世界本の日」の施行を宣言し、読書の持つ意義を世界が共通して広めることを誓い合う日としました。

◎参照

- (1) 社団法人読書推進運動協議会ホームページ
(<http://www.b.o.or.jp/>)
- (2) 日本書店商業組合連合会ホームページ
(<http://www.shoten.co.jp/>)

町史だより

「校歌うたえますか？」

新学期をむかえ、児童・生徒のみなさんは新たな気持ちでいっぱいでしょうね。

先日、方言調査で幸地にうかがったところ、ひよんなことから戦前の小学校校歌とその振付けまで披露していただくことになりました。与那根キヨ子さん・仲間根政子さん・外間キヨ子さんは、ともに西原の学校(当時は西原国民学校)へ通っており、運動会には在校生全員で校歌に振付けをして踊ったそうです。戦前の話ですから、かれこれ六〇年ほど前になります。みなさんきちんとおぼえているんですからおどろき



踊りをおぼえている与那根さん



校歌を歌う仲間根さんと外間さん

西原に学校ができたのが明治五年で、校歌が制定されたのは昭和十五年。当時は西原尋常高等小学校という名称

みなさんは、自分が卒業した小学校の校歌を今でも歌えますか？

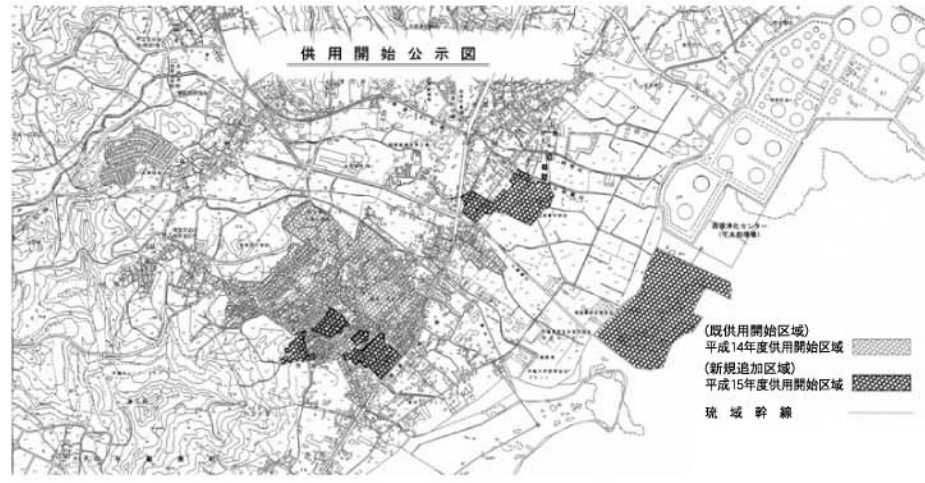
で、翌年から西原国民学校に変更されました。作詞は世礼国男・作曲が備瀬知範となっています。もちろん現在の西原小学校校歌とは違う歌ですが、その時代を見事に映し出した歌詞となっています。

「伊保の浜辺に兼久のコハデス」↓戦前、我謝馬場のコハテイシ並木は有名だった。「みのり豊けき甘原の波に農産業の進歩も著しく、はた海外に飛躍をしつ」↓戦前から西原には製糖工場があり、キビ栽培が盛んだった。同時に多くの海外移民者がいた。「わが皇のみことかしこみ」↓天皇をたたえている。もちろん「運玉森」もはいつてます。それを今でもおぼえているなんて本当にスゴイ。

『下水道供用開始区域追加のお知らせ』

下水道整備工事の進捗に伴い供用開始区域(下水道に接続しなければならない区域)を下記のとおり追加します。

既供用開始区域	43.12ha (西原ハイツ及び我謝、与那城、兼久、美咲の各一部)
新規追加区域	30.56ha (我謝、美咲、小那覇、東崎の各一部)
供用開始区域全体	73.68ha
供用開始日(追加区域)	平成15年4月



(既供用開始区域) 平成14年度供用開始区域
(新規追加区域) 平成15年度供用開始区域
流域幹線

- ・お住まいの地域が下水道の供用開始区域になりますと各家庭のし尿浄化槽を廃止して下水道への接続をしていただくことになります(下水道接続の義務)
- ・地域の排水や川の水質汚濁の約7割は、各家庭から未処理のまま流されている浴室や台所の流し等からの排水が原因です。環境のために早めの下水道への接続を!

下水道への接続状況

接続件数	160件 (平成15年2月現在)
供用開始区域件数	933件
下水道接続率	17%

- ・快適な生活環境を目指して平成9年度より下水道の管布設整備工事を進めており、その他の地域についても順次整備を進め供用開始区域を拡大してまいります。しかしせっかく下水道が整備されても各家庭や事務所、工場等が接続しなければ下水道の役割は果たせません。
- ・供用開始区域(追加区域)にお住まいの皆様には後日、チラシ、パンフレット等を配布する予定です。

下水道推進標語

「下水道 きれいな水への かえりみち」



中城湾南部流域下水道促進協議会キャラクター(オオヤカリ)

■下水道についてのお問い合わせは
西原町役場都市計画課下水道係TEL945-4496

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

本町では、下水道整備区域外の地域は、合併処理浄化槽での生活排水対策を推進しています。

合併処理浄化槽とは？

トイレの汚水と生活排水を併せて処理する浄化槽のことです。これに対し、トイレの汚水だけを処理する浄化槽が単独浄化槽と呼ばれ、一般に普及しているものです。単独浄化槽では、生活排水は未処理のまま河川へたれ流されてしまいます。平成13年4月からは、浄化槽の設置の際には原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独浄化槽については合併処理浄化槽への転換に努めることとする改正浄化槽法が施行されました。

本町では、合併処理浄化槽を設置する方へ設置する方への補助制度があります。(ただし、補助は下水道整備区域外に設置する方に限る)

- ※ 平成15年度は5人槽2基、7人槽8基の予定です。
- ※ 対象者は受付先着順となります。

詳しくは健康衛生課(945-5013)内線162へお問い合わせ下さい。

補助金額	
人槽区分	補助金
5人槽	354,000円
7人槽	411,000円
10人槽	519,000円

狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。生後91日以上の子犬は、登録をすることと、毎年1回の予防注射を受けることが義務づけられています。

犬を飼っている家庭は、必ず登録をし予防注射を受けさせてください。

都合のよい日、場所で注射を受けて下さい。

(例年より実施日が早まりましたので下記の表を確認の上、注射を受けて下さい。)

平成15年4月20日(日曜日)

行政区	時間	場所
幸地	9:00~9:50	幸地公民館
幸地ハイツ	10:00~10:40	幸地ハイツ入口
坂田	10:50~11:50	坂田自治会事務所
徳佐田	1:10~1:40	徳佐田公民館
上原	1:50~2:40	上原高台公園
棚原	3:00~4:00	棚原児童公園
西原台園	4:10~4:40	玉城商店前広場

平成15年5月11日(日曜日)

行政区	時間	場所
兼久・美咲	9:00~9:50	兼久公民館
与那城	10:00~10:50	与那城公民館
我謝	11:00~11:50	我謝公園
西原ハイツ	1:10~1:50	西原ハイツ自治会事務所
安室・桃原	2:00~2:30	安室公民館
池田	2:40~3:10	池田ハイツ集会所
小波津団地	3:20~4:00	団地自治会ふれあいセンター
小波津	4:10~4:40	小波津集落センター

(協力願い)

注射会場へは、糞の後始末ができるものを持参し、飼い主が責任をもって処理してください。

平成15年4月27日(日曜日)

行政区	時間	場所
翁長	9:00~9:50	翁長公民館
呉屋	10:00~10:30	自治会センター
津花波	10:40~11:10	津花波公民館
小橋川	11:20~11:50	小橋川公民館
内間	1:10~1:30	内間児童公園
掛保久	1:40~2:20	掛保久公民館
嘉手苜・小那覇	2:30~3:40	小那覇公民館
平園	3:50~4:30	ホットスパ前

料 金

- 予防注射 3,000円 ●登録 3,000円

※登録している方は、予防注射のみの料金となります。

※おつりのないようにご協力お願いします。
※必ず犬を押さえられる人とお越し下さい。
※各行政区とも、時間厳守をお願いします。
※注射会場へは、ハガキをご持参ください。

お問い合わせ先：健康衛生課(TEL945 5013)

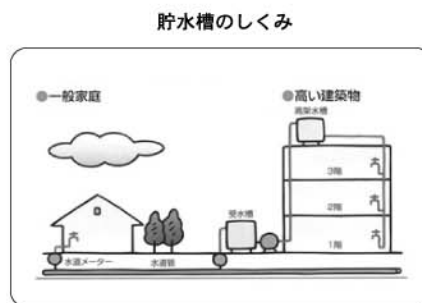
受水槽・高置水槽(貯水槽水道)の所有者・利用者みなさんへ

あなたの家・アパート・ビルの受水槽・高置水槽(貯水槽水道)のタンクの中は清潔ですか？

貯水槽水道について

◎マンションやビルなどの建物は、水道水をいったん受水槽にためて、ポンプで屋上の高置水槽にあげた後、各階に給水しています。安全で良質な水道水をお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲んでいただくことができません。

貯水槽水道の種類



水道事業者から受ける水道水のみを水源とする

貯水槽の有効容量により、以下の2種類に分けられています

貯水(有効容量)が 10m³を超えるものを
簡易専用水道 (従来より法規制あり)

貯水(有効容量)が 10m³以下のものを
小規模貯水槽水道

※水タンクを設置している一般家庭の場合も貯水槽水道にあたります

定期的に貯水槽(タンク)の点検・清掃を！

貯水槽水道の管理

◎有効水量10m³以下の貯水槽水道に関し、「小規模貯水槽水道」と位置づけ、今後適正な管理が図られるよう水道法の一部が改正され、設置者の管理が義務づけられました。安全でおいしい水を供給するために、1年ごとに1回、定期的に点検・清掃・水質の検査を行うなど適正な管理を心がけましょう。

管理責任

◎全ての貯水槽水道について、設置者に管理責任があります
(従来から、貯水槽水道の衛生管理は、設置者が自主的に行うことが原則です。)

貯水槽は日頃からの管理が大切です

安全で安心な水の確保のためにも、お住まいの貯水槽がどのようになっているのか点検してみることを、ぜひおすすめします。

- 1 [貯水槽の清掃]
- 2 [貯水槽の点検]
- 3 [水質検査の実施]
- 4 [給水停止及び利用者への周知]



お問い合わせ先：西原町水道課 TEL 945-4934

住民健診結果からみた市民の健康状態

西原町の、平成14年度の住民健診において何らかの指摘を受けた人(有所見者)の状況は以下のとおりでした。

<全体>			<男性>		<女性>	
順位	検査項目	有所見の中での割合	検査項目	男性の有所見の中での割合	検査項目	女性の有所見の中での割合
1位	肥満	36.7%	肥満	41.6%	総コレステロールが高い	34.3%
2位	総コレステロールが高い	31.1%	高尿酸値が高い	32.9%	肥満	33.9%
3位	高LDL(悪玉コレステロール)	25.9%	中性脂肪が高い	31.2%	高LDL(悪玉コレステロール)	29.1%
4位	中性脂肪が高い	22.8%	※BMI25以上を肥満としています。			
5位	最高血圧が高い	22.7%				

年代別にも、「肥満」は80歳未満のいずれの年代において第1位、80歳以上では第2位となっています。このように、今回の健診の結果は、特に肥満が目立ちました。ちなみに、BMI(ボディ・マス・インデックス=体格指数)は次のように計算します。

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

あなたの肥満度は?

18・5未満 → やせ

18・5以上25未満 → 正常

25以上 → 肥満

(日本肥満学会)

肥満はほとんどすべての生活習慣病の温床になっていると言われ、肥満、高血糖、高脂血症、高血圧などは、1つでもあると長い年月の経過の中で動脈硬化症を引き起こし、病気が発生するまで「無自覚、無痛」の場合がほとんどです。

肥満になるにはなんらかの原因がありますが、大雑把に言えば、「摂取エネルギーと消費エネルギーのバランスが崩れている」ためです。食べ過ぎ、運動不足など、食生活や生活様式の変化は、肥満への階段を確実に昇っているようなもの、どこかで生活を改善しなければ、いつかは肥満症、生活習慣病へと発展してしまう可能性が大きいのです。

健康衛生課では、住民健診の結果をふまえ、健康的に減量し、生活習慣病を予防するための「ぜったいやせるぞ教室」を開催しました。2月で終了したので、後日、結果を報告する予定です。毎年、住民健診や人間ドックなどでの健康状態のチェックは大切ですが、その結果を参考に「より健康になるためにどうしたらいいのか」を考えてみませんか

健康衛生課 ☎945-5013

児童手当

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

○支給の対象

児童手当は、小学校入学前の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得(1月から5月までの月分の手当については前々年の所得)が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

○児童手当の額

第1子 5千円(月額)
第2子 5千円(月額)
第3子以降 1万円(月額)

○児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始(一部特例があります)され、支給事由の消滅した日の属する月分まで終わります。
なお、手当は2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

※申請主義となっていますので、出生届け、転入届を提出した方(児童手当受給該当者)は、福祉課窓口にて申請して下さい。

福祉課・児童手当係 ☎(945)5311(内線123)

西原町通園事業「あゆみ」

「あゆみ」は、ことばが遅い、視線が合わない、落ち着きがない、歩けない、マヒがあるなど発達に遅れのあるお子様のための通園事業です。親子で通園し、いろいろな遊びや生活体験を通して発達を促し、親子が共に成長していく中で、子どもに対する理解を深め、社会の一員として育てていくための学習の場です。

【指導内容】

遊びや生活指導中心の保育
○発達に合わせ遊びのプログラムを組みます。
○音楽療法士による「音楽療法」も年4回行っています。
○公立保育所との交流保育を月4回実施します。

【巡回指導】

琉球大学、特殊教育科の先生が年数回巡回し、指導・助言します。

【対象児】

○西原町民であること
○心身の発達に遅れのある児童
○通園による指導になじむ児童
○小学校就学前の児童
○伝染性疾病を有しない児童

【保育日・時間】

毎週月曜日から金曜日/午前9時30分～12時

【保育場所】

坂田児童館内 ☎(944)6308

【お問い合わせ・申請場所】

坂田児童館内 ☎(944)6308

母子・父子家庭入学奨励金の申請について

町では母子家庭及び父子家庭に対し、小・中学校に入学する児童を扶養している家庭の福祉増進を図るとともに、児童の入学を祝い、奨励するために入学奨励金を支給しています。入学奨励金を受ける場合、入学奨励金支給申請書の提出が必要ですよ。

【受給資格者】

西原町に住民登録をしている母子家庭及び父子家庭で平成15年度小・中学校に入学する児童を養育している方。

【入学奨励金の額】

児童一人につき1万円

【申請方法】

平成15年4月7日～4月18日までの間、福祉課窓口にて申請して下さい。その際、印鑑と預金通帳(保険者のもの)をご持参下さい。

※詳しくは、福祉課 ☎(945-5311/内線123)へ、お問い合わせ下さい。

ファミリークラブ会員募集!!

(旧親子クラブより名称変更)

ファミリークラブは「町の子は、みんな我が子」を合言葉に、児童館を拠点として子ども達の健全育成を目指し、活動する組織です。ただいま、下記の内容でクラブ活動を行っています。あなたもファミリークラブに入って、一緒に子育てをしてみませんか!! 詳しいことは、各児童館へお問い合わせ下さい。大人の方だけの入会も可。(年齢不問)
子育て講演会、親子社会見学、まつりバザー、三世代交流、ガーデニング、リトミックなど様々な行事を計画します!

西原児童館(字我謝) ☎(945)4393

○親子で遊ぼうさくらんぼクラブ
毎週火曜日/午前10時～11時半
対象(0才～4才の幼児と保護者)

○マミーキッズクラス
毎週木曜日/午前10時半～11時半
対象(0才～4才の幼児と保護者)

○わははクラブ(月1回)対象(小学生から大人)

西原東児童館(字嘉手苅) ☎(944)0976

○手作りサークル
毎週月曜日/午前10時～11時半

○マミーキッズクラス
毎週金曜日/午前10時半～11時半
対象(0才～4才の幼児と保護者)

○お話しサークル/対象(一般)

○親子で遊ぼう ひまわりキッズ
毎週水曜日/午前10時半～11時半
対象(0才～4才の幼児と保護者)

○わははクラブ(月1回)対象(小学生から大人)

坂田児童館(字翁長) ☎(944)6308

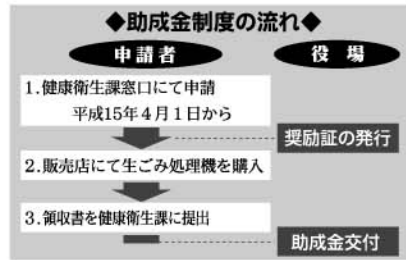
○マミーキッズクラス
毎週水曜日/午前10時半～11時半
対象(0才～4才の幼児と保護者)

○パッチワークサークル
毎週木曜日(午前10時～12時)

○わははクラブ(月1回)対象(小学生から大人)

第8回ふれあい市

開催日時 4月12日(土) 午前10時～午後5時
開催場所 沖繩県農業協同組合西原支店
イベント内容 野菜販売コーナー、大根、ほうれん草、キャベツ、黒糖製造コーナー、会場で作作り黒糖の体験学習



「梅の香り」県遊び大会参加者募集

趣旨 西原町字小那覇出身(故)新川嘉徳氏が作詞・曲した「梅の香り」を地域文化遺産として保存継承し発展させ後世に語り継ぐためのイベントです。

ヒジキ漁維持のため町民の皆様へお願い

与那原西原町漁協から 波打ち際から中城沖沖には、漁業生活を確保する目的で「漁業権」という権利が設定されています。
「漁業権」とは、海で特定の動植物を取る権利をいい、ヒジキやシヤコガイ等を取るものがその権利を持っています。

人間ドック受診者募集のお知らせ

健康衛生課・保険課では平成15年度人間ドックの受診者を募集します。職場、学校等で健診機会のない方は、どなたでも受診することができますので、皆様のご利用お待ちしております。

- 【募集人数】700人(予定)
【受付日】4月16日(水)午前9時から4月30日(水)まで(定員になり次第締め切りです)
【受付場所】4月16日午前中のみ西原町中央公民館(大ホール)
4月16日午後以降は町役場健康衛生課窓口
【受診期間】平成15年4月下旬～7月末日まで
【医療機関】○ハートライフ病院 ☎(895)3255
○アドベンチストメディカルセンター ☎(946)2833
○与那原中央病院 ☎(945)8101
○浦添総合病院 ☎(876)8582
【対象者】30歳以上の町民
【自己負担】11,100円
【申し込み方法】直接窓口で受け付けます。受診票を発行するため、電話受付は致しません。
【お問い合わせ】健康衛生課 ☎(945)5013
保険課 ☎(945)4791

玉那覇相談員のフアンポイントアドバイス



「無料」は悪い。
「無料サービス」「無料お試し」をうたい文句に消費者に近づいて来る商法が増えています。
事例1 電話情報提供サービス
友人から教えられた無料と表示のあったアダルトサイトを利用した。すぐに「18才未満お断り」と表示が出た。ところが後日、一万六千円を東京の銀行に振込むようにと男性の声で電話が来た。振込みをしないと複数で直接取立てに行くと言われた。(16才男子高校生)

時間にはわたり続け、必死に断り続け、逃げ帰るように店を後にしたが豹変した店員の顔を思い出し、一日中嫌な気が残った。
店に幾人か帰れずに居た人達はどうなったのだろうか。と他人事ながらも気の毒に思う。(20代 女性)

事例2 脱毛エステ
新聞折込チラシで無料お試しエステを知り、電話で予約店舗に向いた。にこやかに出迎えられお話しエステを受けた後、高額な「永久脱毛コース」の契約を長日付で、報徳福祉会の法人設立認可を受けました。これにより認可保育園として4月よりスタートいたしました。保育園の増設は昭和63年以来15年ぶりであり、町内における認可保育園は5園となりました。
今後保育環境、保育内容がさらに充実するものと期待されます。
【お問い合わせ先】
福祉課 ☎(945)5311

町民憲章

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 1. わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、だれにも親切にし、互いに助け合ひましょう。
1. わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
1. わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
1. わたしたちは、時間を守り、すすんであいさつをしましょう。

基本目標

- 人間性豊かな創造のまち
●明るく住みよい平和なまち
●豊かで活力のあるまち

3大ビジョン

- 1. ぬくもりのあるまち構想
2. 生涯学習のまち構想
3. 豊かな自然を生かしたまち構想

町内相談機関

総合相談
●日常生活のあらゆる相談
時間/午前10時～午後5時(お休みの日を除く)
月/消費者生活・サラ金・法律相談 玉那覇良江火/一般相談(福祉、高齢者、障害者、介護) 小川前子
月/一般相談() 奥慶定子
月/消費者生活・サラ金・法律相談 玉那覇良江金/子ども福祉・家庭児童相談 岸本ヨシ子
※月・木の玉那覇相談員の相談は予約制です。
☎945-3651まで(社協事務所)まで問合せ/西原町社会福祉センター内総合相談所 ☎835-8822

教育相談
●不登校生徒及び保護者への支援、助言
時間/午前8時30分～午後5時(午後0時～午後1時は休室)
町役場水通庁舎2階
問合せ/945-3655(内線510)
相談員/阿嘉安弘、山城直、大城洋子

行政相談
●行政に対しての苦情や要望
随時 設置場所/自宅・毎月第4火曜日は西原町役場企画財政課(10時～12時・13時から～16時)
相談員/945-6775(城間哲子) 945-4533(西原町企画財政課)

窓口相談
●何でも相談
第1・第3火曜日(祝祭日の場合、翌日) 午前10時～午後5時 企画財政課(午後0時～1時休室)
問合せ/945-4533 相談員/玉那覇良江

人権相談
●人権に関する悩み
随時 相談員/945-2774(新垣佳宏)・945-0919(外間政弘)・945-1349(下地郁子)

身体障害者相談
●申請手続き、有料
随時 町役場福祉課 問合せ/945-5311 相談員/946-2617(奥慶定子)
相談員/945-9169(糸巻のり子)

知的障害者相談
●家庭における養育、生活等
随時 相談員/946-4411(安谷屋千恵子)

在宅介護支援センター
●在宅介護の相談
24時間体制 特別養護老人ホーム守礼の里 問合せ/945-0023 看護婦(比嘉理美子)

精神障害相談
●精神的悩み
月～金午前9時～午後5時 城間医院 問合せ/945-4551 医師/城間政州

町のあらし

- 町の位置 …… 北緯26°13'19" 東経127°46'3"
●町の面積 …… 15.57km²
●町の木 …… ガジマル
●町の花 …… ブーゲンビリア
●町花木 …… サワフジ
●町のホームページアドレス
http://www.townishihara.okinawa.jp/

生涯学習だより

第84号 平成15年4月1日

西原町教育委員会
生涯学習課
TEL 098-945-3655



学級・講座案内

学級・講座名	内容	対象	期間	時間・場所	定員	申込期間	備考・連絡先
東部消防本部主催事業 ●普通救命講習会		高校生以上	4月12日(土)	9:00~12:00	60	要申込	東部消防本部 警防課 946-9999
県立博物館主催事業 ●体験学習教室 「サトウキビを栽培して黒砂糖をつくらう」		児童・一般	4月26日、10月18日 1月17日、1月18日(全4回)				県立博物館 884-2243
石川少年自然の家主催事業 ●宿泊学習指導者研修会		小中学校 教諭	4月26日(土)		80		石川少年自然の家 964-3263
玉城少年自然の家主催事業 ●スターウォッチングINたまくすく ●利用学校指導者研修会		親子	4月18日(金) 4月26日(土)			要申込	玉城少年自然の家 948-1513

※プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。

平成15年度西原町中央公民館サークル紹介

No.	サークル名	活動日	活動時間	利用施設	備考
1	レディースフォークダンス	月曜日	10:00~12:00	ホール	
2	水墨画サークル	月曜日	10:00~12:00	第2研修室	
3	英会話サークル	月曜日	13:30~15:30	小会議室	
4	西原町子ども会民謡サークル	月曜日	17:00~19:00	ホール	
5	大正琴「さわふじ」	月曜日	20:00~22:00	第1研修室	
6	三線サークル「てんでん」	月曜日	20:00~22:00	第2研修室	
7	ことば遊びサークル	月曜日	20:00~22:00	和室	第1・3・4 月曜日
8	琉舞サークル「みやらび」	月曜日	20:00~22:00	ホール	
9	詩吟サークル「運玉吟友会」	火曜日	10:00~12:00	視聴覚室	
10	民謡サークル「三十の会」	火曜日	10:00~12:00	ホール	
11	寿社交ダンスサークル	火曜日	14:00~16:00	ホール	
12	手芸サークル「わかば」	火曜日	14:00~17:00	第1研修室	
13	ヨガサークル	火曜日	19:00~21:00	和室	
14	西原町民謡研究会	火曜日	20:00~22:00	ホール	
15	生花サークル「桔梗」	水曜日	14:00~17:00	第1研修室	
16	西原フォークダンスサークル	水曜日	20:00~22:00	ホール	
17	くらしの書	水曜日	20:00~22:00	第1研修室	第1・3 水曜日
18	英会話ウエストフィールド	水曜日	20:00~22:00	第2研修室	
19	大正琴「琴輪会」	水曜日	20:00~22:00	視聴覚室	
20	レクダンス「さわふじ」	木曜日	10:00~12:00	ホール	
21	レディース英会話	木曜日	10:00~12:00	第1研修室	
22	写真サークル「泉」	木曜日	10:00~12:00	第2研修室	
23	中国語サークル「梅花会」	木曜日	19:30~22:00	小会議室	
24	コールにしはら(コーラス)	木曜日	20:00~22:00	ホール	
25	竹笛サークル「響」	木曜日	20:00~22:00	第1研修室	
26	三線サークル「くにぶ」	木曜日	20:00~22:00	和室	
27	西原社交ダンスサークル	金曜日	20:00~22:00	ホール	

サークルに入会を希望される方は、希望するサークルの活動日に利用施設にて直接申込みください。

指導者登録しませんか？

「西原町生涯学習情報収集提供事業」

これからは、生涯学習の時代です。その学習ニーズは、ますます多様化、高度化、専門化しつつある今日、学習に関する各種情報の適切な提供が必要となっています。

そのため、西原町教育委員会では「団体・サークル」「指導者」「施設」などの学習情報を集め、それらを皆様へ提供する「西原町生涯学習データバンク」を設置し、生涯学習の推進を図ります。

そこでお願いですが、あなたの興味や仕事、日々の暮らしの中で習得した特技や知識・技能を多くの方々のために活かしていただけないでしょうか。

指導者として、登録できる方を募集しています。

【問い合わせ先】西原町教育委員会 生涯学習課
TEL 945-3655 (喜屋武)

パソコン教室利用者登録開始

平成15年4月7日(月)より 中央公民館では従来のパソコン講座に変わり、パソコン指導員を配置し、常時パソコン教室が利用できるようになります。そのためには、利用者登録が必要ですので、早めに登録してください。

平成15年4月7日(月)より随時、パソコン教室の利用者登録をはじめます。

■ 問い合わせ先：中央公民館
TEL 945-3657

大会結果

第15回 西原町海邦国体記念バスケットボール大会

3月2・8・9・16日町民体育館他

■男子A 優勝 前原高校
準優勝 沖縄教員
カヌチャクラブ
ステップクラブ

■中学生(男子) 優勝 中城中学校
準優勝 琉大付属中学校
西原中学校

■男子B 優勝 ともちゃんズ
準優勝 東風平クラブ
DAIZZ
居酒屋田舎A

(女子) 優勝 中城中学校
準優勝 西原中学校
琉大付属中学校

■女子 優勝 沖縄国際大学
準優勝 糸満高校
村さくらクラブ
中部商業高校



子ども放送局4月の番組案内

中央公民館視聴覚室 (10:30~12:00)

見学自由



4月	5日(土)	12日(土)	19日(土)	26日(土)
テーマ ~VTR番組~	テーマ ~VTR番組~	テーマ ~VTR番組~	テーマ ~VTR番組~	テーマ ~ものづくり~
10:30 ●子ども図書館 テーマ「ねこ」	10:30 ●夢スタジオ1030 宇宙飛行士・星出彰彦 (ほしで あきひこ)さん	10:30 ●わくわくどくしょランド 山里のむかしばなし ~長野県大鹿村の民話	10:30 ●チャレンジ教室 心を伝えるカードをつくろう	
10:45 ●THE MAKING ランドセル ができるまで	12:00 ●放送終了	10:45 ●THE MAKING スティック菓子 ができるまで	12:00 ●放送終了	
11:00 ●サイエンス・レンジャー・ファイル 飛田賀光~巨大シャボン ダマの謎(なぞ)		11:00 ●体験なるほど大発見 ~春の足あとを探そう~		
11:30 ●なんでもやってみよう 心のボランティア ~子どもボランティア 体験・兵庫県伊丹市~		11:30 ●おもしろ体験ニュース		
12:00 放送終了		12:00 ●放送終了		



事業名	日時	場所	連絡先	備考
トランポリン	4月 4日(金) 15:00	西原東児童館	西原東児童館	944-0976
トランポリン	5日(土) 15:00	坂田児童館	坂田児童館	944-6308
沖縄小林流空手道大会	6日(日) 8:30	町民体育館	大会事務局	832-2312
トランポリン	15日(火) 16:00	西原児童館	西原児童館	945-4393
映写会	19日(土) 14:00	西原児童館	西原児童館	945-4393
トランポリン	21日(月) 16:00	坂田児童館	坂田児童館	944-6308
こいのぼり集会	24日(木) 16:00	坂田児童館	坂田児童館	944-6308
こいのぼり掲揚式	24日(木) 10:30	西原児童館	西原児童館	945-4393
こいのぼり掲揚式	25日(金) 10:30	西原東児童館	西原東児童館	944-0976
2003年「梅の香り」唄遊び大会	26日(土) 18:00	小那覇児童公園	小那覇公民館	946-0748